

株式会社久留米リサーチ・パーク  
スポット支援テクニカルコーディネーターによる技術支援事業実施要領

株式会社久留米リサーチ・パーク スポット支援テクニカルコーディネーターによる技術支援事業の実施に関しては、株式会社久留米リサーチ・パーク スポット支援テクニカルコーディネーター技術支援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領 に定めるところによる。

（スポットTCの登録・更新）

第1条 スポット支援テクニカルコーディネーター（以下、スポットTC）の登録は、株式会社久留米リサーチ・パーク（以下、KRP）が指名した者が、「(株)久留米リサーチ・パーク スポット支援テクニカルコーディネーター登録票」（様式第1）を KRP に提出することにより行う。

2 KRP は、登録したスポットTCの名簿を作成し、ホームページ等により公開するものとする。

3 スポットTCの登録期限は事業年度末までとし、KRP は年度ごとに名簿の更新を行うものとする。

（技術支援の申請方法）

第2条 スポットTCによる助言等を希望する事業者（以下、事業者）は、「(株)久留米リサーチ・パーク技術相談申請書」（様式第2）を KRP に提出するものとする。

（スポットTCの選定）

第3条 研究開発部長は、前条の申請にあたり、登録されたスポットTCの中から選定する。

2 原則として、選定するスポットTCは一事業者・一課題あたり1名とする。

（対応の決定）

第4条 研究開発部長は、事業者からの申請に応じて、次の各号について審査を行い、スポットTCの活動状況等を加味したうえで対応の可否を決定し、その結果を事業者に通知するものとする。

（1）要綱第3条に定める対象要件を満たす事業者であること

（2）本事業の趣旨等から総合的に判断して、スポットTCによる相談支援が適当であると判断されること

2 KRP は、活動を決定したスポットTC対し、申請のあった事業者の求める相談内容に応じた適切な助言等の支援を行うよう、依頼するものとする。

なお、要綱第5条第2項ただし書きの規定により、申請の翌年度も継続して対応を行う場合は、KRPはスポットTCに対して新たな事業年度における支援の依頼を行うものとする。

(スポットTCの対応)

第5条 事業者は、スポットTCを受け入れるにあたり、日程その他必要な事項をスポットTCと打ち合わせることとする。

2 スポットTCは支援日程が決定次第速やかに、KRPに計画を報告するものとする。

(決定事項の変更及び中止)

第6条 本事業の決定を受けた内容に変更又は中止の必要が生じた場合、事業者はただちに(株)久留米リサーチ・パークに対して変更の内容を報告しなければならない。

(報告書の提出)

第7条 スポットTCは、支援の経過を「スポットTC技術支援日誌」(様式第3)に記載し、毎月、研究開発部長に提出するとともに、本事業に係る助言等が完了した時、又は、一事業年度の助言等が終了した時は、速やかに「スポットTC技術支援実施報告書」(様式第4)をKRPに提出しなければならない。

(スポットTC活動費用)

第8条 KRPは前条の報告を受けた後、スポットTCに対して別表に掲げる謝金及び交通費を遅滞なく支払うものとする。

(スポットTCの登録事項の変更)

第9条 スポットTCは、登録事項に変更が生じた場合は、速やかにKRPに届け出るものとする。

附 則 この要領は、令和2年6月1日から施行する。